

公 示

京運整公示第 4 号

令和 7 年度整備主任者研修（技術研修）について

道路運送車両法施行規則（昭和 26 年 8 月 16 日 運輸省令第 74 号）第 62 条の 2 の 2 第 1 項第 8 号に基づき、下記のとおり整備主任者研修（技術研修）を実施することとしたので公示する。

記

1. 技術研修受講対象者

事業場に選任されている整備主任者。ただし、複数名の整備主任者を選任している事業場にあつては少なくとも 1 名とする。

2. 研修内容

（1）実施団体：一般社団法人京都府自動車整備振興会

（2）研修内容及び開催日時【小型車編】

	研修内容	時間	教材
①	メーカー別新技術・新機構	2 時間	令和 7 年度版自動車整備新技術 （学科）テキスト
②	ブレーキ系統の構造・機能及び 診断技術	4 時間	令和 7 年度版自動車整備新技術 （実習）テキスト
		計 6 時間	

日時：令和 7 年 7 月 22 日（火）、7 月 23 日（水）、7 月 25 日（金）のうち、いずれか 1 日を受講してください。

●受 付：9 時 00 分～ 9 時 30 分

●研 修：9 時 30 分～12 時 00 分、13 時 00 分～16 時 30 分

場所：京都府自動車整備商工組合 教育センター 2 階（京都市伏見区竹田向代町 49-4）

※ 【大型車編】【二輪車編】については、実施団体に直接お問い合わせください。

（3）受講費用

研修の受講に際して、研修教材及び受講料が別途必要になります。詳細は、実施団体にお問い合わせください。

（4）その他

- 研修会当日は、作業服着用、受講料、整備士手帳等をお持ちください。
- 今後の状況により、当講習会が延期・中止される可能性がありますので、予めご了承ください。
- 京都府以外に所在地を有する事業場に所属される方の受講は、受付しておりません。
- 研修に関するお問い合わせは「一般社団法人京都府自動車整備振興会（075-691-4537）」にご連絡ください。
- 運輸支局の駐車場は利用できませんので、公共交通機関で来庁していただくようお願いいたします。

令和 7 年 5 月 9 日

京都運輸支局長

